SCB SHINKIN CENTRAL BANK
産業企業情報
18－17
（2007．3．7）

信金中央金庫
SCB
総合研究所
〒104-0031　東京都中央区京橋3-8-1
TEL.03-3563-7541　FAX.03-3563-7551
URL　http://www.scbri.jp

環境変化への対応を迫られる大学経営

－成長・注目分野シリーズ④－

視点

大学は、少子化やニーズの多様化の中で、国立大学の法人化を契機に自立化とともに、教育、研究、社会貢献などの一層の充実と差別化が求められている。本稿は統一テーマである「成長・注目分野シリーズ」の一つとして「大学」を取り上げるものである。経済産業省の「新経済成長戦略」により、「大学」は、これまで取り上げてきた「医療介護」、「農業」と並んで規制緩和・規制改革の進展による市場のさらなる活性化が期待されている分野である。本稿では国立大学の法人化の中、大学をめぐる環境変化や対応の方向など最近の動きを概観することを企図するものである。特に、大学の経営と格付会社の視点等にも焦点を当てている。大学の動向を理解する上での参考に供したい。

要旨

- 大学は、少子化による学生数をめぐるマクロ需給バランスの悪化と、国立大学法人化等規制改革・構造改革の進展から再編が進んでおり、その動向が注目される。
- 国立大学は、法人化により文部科学省からさまざまな権限委譲を受けることになったが、その権限を活かすための組織運営マネジメントが発揮できるかどうかが改革の成否を決めることになる。
- 大学の収支状況は近年悪化傾向にある。帰属収支差額比率（会社経理における経常損益率に相当)がマイナスの法人割合が05年度には27.4%と４分の１を超えるにいたっている。
- 大学を評価する上で最も重要なのは、学生数を安定的に確保できるかということである。その意味で入学者数、入学定員充足率、志願率などが有用な指標となる。また、今後の入学者数を確保する上で注目されるのが大学の競争力である。競争力の判断材料として、知名度（ブランド力）、入学試験偏差値、歴史、規模（学生、学部数）、教員の質と数、保有施設・設備、学会発表の研究成果などが挙げられる。

キーワード　大学　大学改革　国立大学法人　学校法人会計　格付け取得

目次

はじめに
１．大学の現状と大学をめぐる環境変化
（１）大学の現状
（２）大学をめぐる環境変化
イ．少子化～学生数をめぐる需給バランスの悪化　ロ．構造改革に直面する大学
（３）国立大学の法人化
イ．国立大学の法人化とは
（イ）法人化の意義　（ロ）法人化の仕組み
ロ．大学改革の取組み
（イ）大学の将来像　（ロ）大学改革の推進状況　（ハ）21 世紀ＣＯＥプログラム
（ニ）「ＧＰ」の取組み
２．大学の経営と格付会社の視点
（１）学校法人の会計制度
イ．学校法人会計　ロ．学校法人固有の会計処理　ハ．国立大学法人会計
（２）大学の経営状況
イ．収支は悪化傾向　ロ．国立大学と私立大学の学生１人当たり支出の比較
（３）学校債をめぐる最近の動き
（４）大学についての格付会社の視点
おわりに

はじめに

大学は、少子化やニーズの多様化の中で、国立大学の法人化を契機に自立化とともに、教育、研究、社会貢献などの一層の充実と差別化が求められている。本稿は統一テーマである「成長・注目分野シリーズ」の一つとして「大学」を取り上げるものである。経済産業省の「新経済成長戦略」により、「大学」は、これまで取り上げてきた「医療介護」、「農業」と並んで規制緩和・規制改革の進展による市場のさらなる活性化が期待されている分野で

図表１　地域サービス産業活性化に向けた取組み

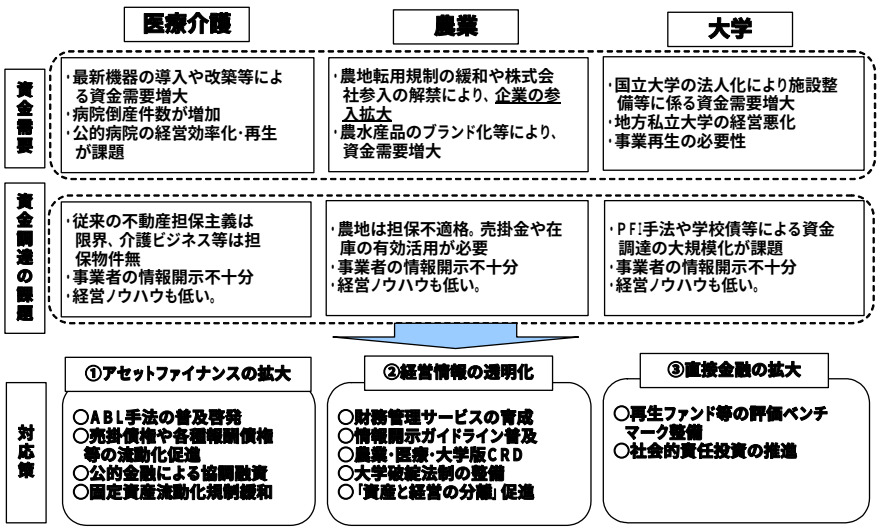

（備考）経済産業省「新経済成長戦略」（2006年6月）をもとに信金中央金庫総合研究所作成

ある（図表１）。一方、地域密着産業群の１つとして、①情報公開が不十分、②担保が少ない、③組織形態が特殊、など共通する構造的な問題の存在とともに、こうした資金供給の「目詰まり」となりうる制約要因を取り除くことにより、地域内における資金循環を円滑化していくことの重要性が指摘されている。

本稿では国立大学の法人化の中、大学をめぐる環境変化や対応の方向など最近の動きを概観することを企図するものである。特に、国立大学の法人化とその影響、大学の経営と格付会社の視点等に焦点を当てて、大学を理解する上での参考に供したい。

１．大学の現状と大学をめぐる環境変化

（１）大学の現状

学校教育法によれば、学校は、国、地方公共団体および私立学校法第３条に規定する学校法人のみが設置できるとされている。49 年に「私立学校法」が制定され、学校経営を行う「学校法人」が特別の法人格として与えられた。この法律では、学校法人の運営に当り、理事５名以上、監事２名以上とする役員の選任基準や、諮問機関として評議員会の設置を定めている。

なお、03 年７月に国立大学法人法が成立し、04 年４月、国立大学は国立大学法人に移行したが、学校教育法の改正により、学校の設置者に国立大学法人を追加することで国立大学法人が国立大学の設置者となった。

06 年度「学校基本調査」により大学（４年制および短期大学をいう。以下同じ。）の現状をみてみよう。大学数は４年制が 744 校(国公立 176、私立 568）、短期大学が 468 校（国公立 48、私立 420）、合計 1,212 校（国公立 224、私立 988）で、私立大学の割合が 82%（４年制 76%、短期大学 90%）と高くなっている（図表２）。また、学生数は、４年制が 285 万 9,212 人（国公立 75 万 6,819 人、私立 210 万 2,393 人）、短期大学が 20 万 2,254 人(国公立１万 2,506 人、私立 18 万 9,748 人)、合計 306 万 1,466 人（国公立 76 万 9,325 人、私立 229 万 2,141 人）で、私立大学の割合が 75%（４年制 74%、短期大学 93%）と高くなっている。

図表２　大学数（06年度）

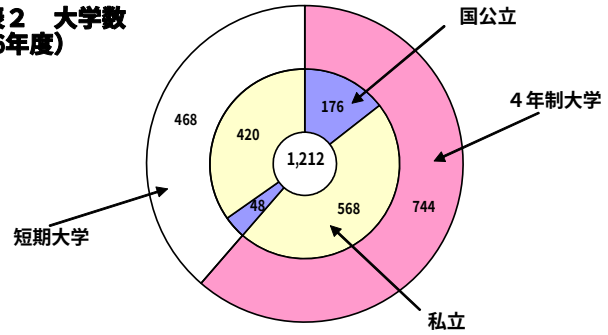

（資料）文部科学省「06年度学校基本調査」より信金中金総研作成

（２）大学をめぐる環境変化

イ．少子化～学生数をめぐる需給バランスの悪化

大学の学生数をめぐるマクロ需給バランスは着実に悪化しつつある。少子化の進行に

伴い、18 歳人口は 92 年度の 205 万人をピークに減少を続け、05 年度には 136 万人にまで低下している。これを映じて、大学入学者数は 90 年代半ば以降減少が続き、06 年度には 69.4 万人（2000 年度比 6.4%減）にまで減少した（図表３）。18 歳人口は、09 年度には 120 万人程度にまで落ち込む見通しであり、大学進学率も頭打ち傾向にあることから、今後も大学入学者数の減少は続くと見られる。

図表３　18歳人口、大学進学率、大学入学者数の推移

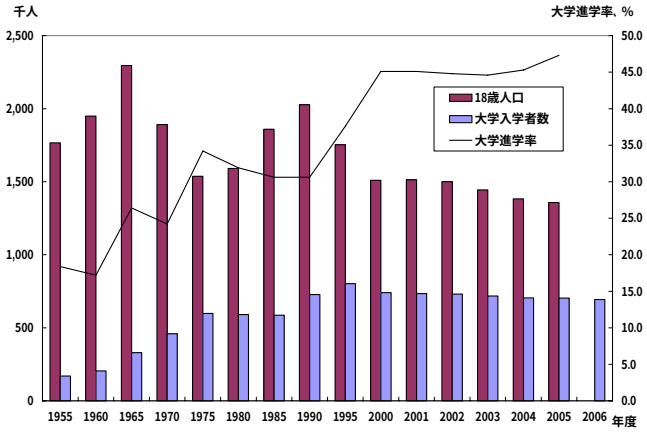

（備考）文部科学省「文部科学統計要覧」、総務省「人口推計統計」より信金中金総研作成

一方、大学数は短大では減少しているものの、４年制大学の増加により 06 年度には 1,212 校（2000 年度比 0.7%減）と入学者数ほど減少していない。これは大学の新設や時代のニーズに対応した学部・学科（ＩＴ、環境、福祉関連）の新設が続いたためであり、今後さらに入学者数と大学数との需給バランスは悪化するものと思われる。

図表４　定員割れの大学数・割合の推移

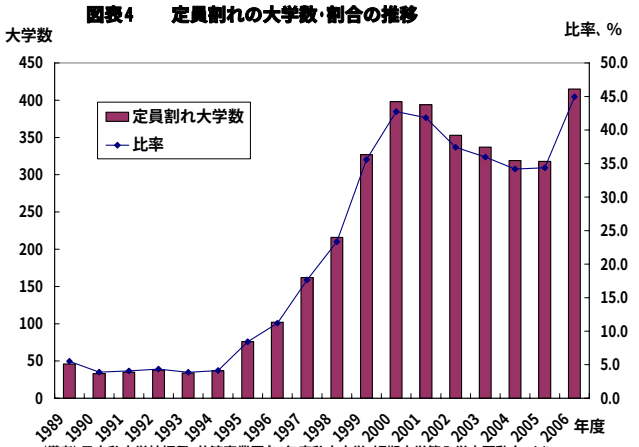

（備考）日本私立学校振興・共済事業団「06年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より信金中金総研作成

こうしたなか、知名度や立地条件、設置学部などにより、学生が大学を選別する傾向が強まっている。定員割れの大学の割合をみると、90 年代後半以降、急速に増加し、その後、やや低下した時期もあったものの、06 年度には 45.0%に達した（図表４）。06 年度の内訳では、４年制が 40.4%、短大が 51.7%と、短大では半数以上が定員割れの状況にある。また、地区別の入学定員充足率（06 年度）をみると、四国（86.9%）、中国（88.5%）はじめ北関東、九州、北海道の５地区が定員割れとなり、全国平均（107.3%）を上回るのは南関東、東京、京都・大阪の３地区のみとなっている。

ロ．構造改革に直面する大学

大学は、進学率の高まり、少子化のなかで大衆化し、ニーズが多様化するなど従前の「象牙の塔」とは様変わりとなった。理工系のみならず、法科大学院など文科系においても専門職大学院が普及するなど高等教育の高度化と同時に、産学官連携、大学発ベン

チャーの取組みなど産業界、地域等からのさまざまな要請が強まっている。また、グローバル化の中で、企業の海外展開、人材の国際化が進み、技術・会計・法律など高度な専門職業人が求められ、教育・研究機関としての大学もグローバル競争への対応を迫られている。

大学はその設置や組織改編を行う場合に国の認可が必要であり、規制業種の典型であるが、大学教育にも規制改革・構造改革の波が押し寄せている。大学改革は、87 年に発足した大学審議会の答申等を受け進められてきたが、98 年 10 月の文部科学省大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」で本格化したとされる。そこでは、21 世紀初頭の大学像として①高等教育機関の多様な展開、②高等教育規模の展望（大学院の拡充等）を踏まえたうえで、大学改革の基本理念として、①課題探求能力の育成－教育研究の質の向上、②研究教育システムの柔構造化－大学の自立性の確保、③責任ある意思決定と実行－組織運営体制の整備、④多元的な評価システムの確立－大学の個性化と教育研究の不断の改善、が打ち出された。さらに、01 年６月には、国立大学について文部科学省から「大学（国立大学）の構造改革の方針」が出され、①再編・統合による国立大学数の大幅削減、②民間的経営のための「国立大学法人」への早期移行、③第三者評価システムの導入（「21 世紀ＣＯＥプログラム」（後述）等）、などの実現に向けた取組みが進められている。大学の設置等に大臣認可を必要とする公私立大学についても、大学・学部の新増設の抑制方針を原則として撤廃するなど、設置基準の大幅な弾力化を進めるとともに、事後的チェック体制を整備することにより、教育研究活動の活性化や効率化が図られている。

国立大学の法人化を中心に経営の自主性の重視など規制緩和が進み、国公私立を含めた大学間の競争が激化するなか、私立大学での合併、国公立大学での統廃合もみられるようになっている。大学は自らの存立基盤を賭けた「経営力」が問われる時代に入っている。

（３）国立大学の法人化

イ．国立大学の法人化とは

（イ）法人化の意義

国立大学は、04 年４月、「国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大

図表５　　国立大学の法人化による主な変化

	法人化前	法人化後
組織面	文部科学省の行政組織の一部で、内部組織の設置、変更には法令の変更が必要	独立した法人格を持ち、内部組織が自由化され、機動的な変更が可能
人事面	教官や事務職員は文部科学省の職員として定員法の枠内にあり、任命権は文部科学大臣が持つ。	定員管理対象外となり、給与や勤務条件も法人および個人の業績を反映させることが可能
財政面	「国立学校法人会計」で一元管理され、大学は「省内一部局」としての予算のなかで運用される。	費目の制限のない運営費交付金が国から交付され、弾力的・効果的な予算執行が可能

（備考）信金中金総研作成

学づくりに取り組み、国民や社会の要請にこたえてその役割を一層しっかりと果たすこと」（文部科学白書(05 年版））を目的に法人化され、「国立大学法人」（89 法人）に移行した。

国立大学の法人化により、国立大学は組織（もの）、人事（人）、財政（金）の各面で大きく変化することになるが、その概要は図表５のとおりである。法人化によって、文部科学省からさまざまな権限委譲を受けることになったが、その権限を活かすための組織運営マネジメントを発揮できるかどうかが改革の成否を決めることになる。なお、国立大学の法人化と同時期に公立大学も法人化が可能となった。[1]

（ロ）法人化の仕組み

国立大学法人の仕組みの概要は図表６のとおりである。

ａ．経営体制

国立大学の運営は学長、副学長といった役員会と監事が経営・教学両面の重要事項を議決する。学長の任命と解任は学内の学長選考会議での選考による申出に基づいて文部科学大臣が行い、学長の任期は２年以上６年未満となっている。経営および教学に関する議論はそれぞれ経営協議会、教育研究評議会で行われる。経営協議会は役員や職員といった学内の代表者に加え、学外の有識者を半数入れ、経営に関する審議を行う。教育研究評議会は学長以下、学内の代表者によって構成され、教学に関する審議を行う。

図表６　国立大学法人の仕組みの概要

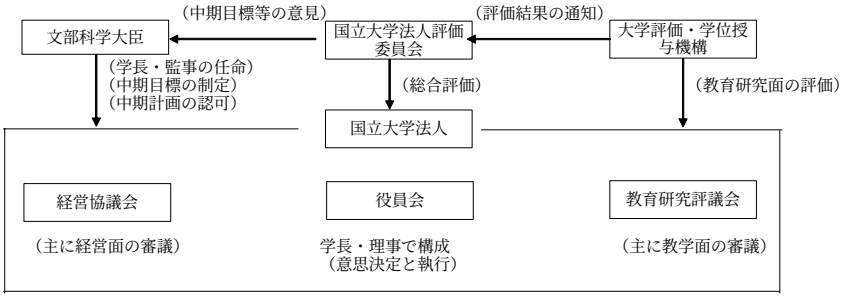

（備考）文部科学省ＨＰより信金中金総研作成

ｂ．第三者による評価体制

文部科学大臣は大学の基本運営方針となる中期目標を決め、大学はこれを実現するための中期計画（６年間）を策定する。中期目標の達成度が評価され、国からの交付金の額が決定される。従来、学長は交付金をルールに従って学内に配分していたが、法人化後は、配分ルールや教員人事についての幅広い裁量権を持つ。中期目標・計画の達成度を評価するのは国立大学法人評価委員会（文部科学省）である（総務省に設置される政

[1] 国立大学は一斉に法人化を行わなければならなかったが、公立大学の法人化については設置団体である地方自治体が選択できる。公立大学法人への移行は 04 年の国際教養大学（秋田県）を皮切りに首都大学東京など 06 年 4 月現在 22 法人あり、今後さらに増加する見通しである。公立大学法人の職員は非公務員となり、ガバナンス構造も国立大学法人とほぼ同様であり、理事長は設置団体の長が任命する。原則として理事長は学長を兼ねるが別途任命することもできる。

策評価・独立行政法人評価委員会とのダブルチェック）。各大学は自己点検・評価結果を委員会に報告する。委員会は大学評価・学位授与機構による教育研究分野の評価を踏まえつつ、総合的な評価を行う。

ｃ．弾力的な人事等のシステム

教職員は非公務員となる。雇用形態、給与体系・勤務時間管理、兼職・兼業、外国人の管理職への登用などについて弾力的な運用が可能になり、研究者の競争促進を促す。外部資金調達の可能性を開き、学校債の発行もできる。技術移転機関（ＴＬＯ）への出資を解禁する。

なお、私立大学と比較すると、国立大学の経営協議会は私立大学の評議員会に当るものである。ちなみに、私立大学の運営は私立学校法（49 年）に基づく。学校法人の意思決定と経営執行の最終権限は理事長と理事が持ち、諮問機関として評議員会が設置される。評議員会によって広く学校関係者の意見を経営に反映させることが可能になる。理事会が全体の意思決定を行うが、教学部分に関しては執行権を総長（学長）に委任し、経営と教学の分離を図り、チェック・アンド・バランスを維持する形態となっている。

このように、私立大学と国立大学はガバナンス構造の違いに加え、後述のような会計方法の違いもある。しかし、細部にわたる両者の違いはあるが、教育事業における存在意義は同じであり、今後は私立・国公立を問わず、大学間競争が強まると予想される。

ロ．大学改革の取組み

（イ）大学の将来像

文部科学省「我が国の高等教育の将来像」（05 年）によると、21 世紀は、新しい知識・情報・技術が重要性を増す「知識基盤社会」の時代であり、高等教育は、個人の人格形成、国家戦略のうえでもきわめて重要としている（図表７）。高等教育行政は「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から、「将来像の提示と政策誘導」の時代に移行するとして、国の今後の役割や、今後の方向性として多様な機能を例示した上で、各学校ごとの個性・特色を一層明確にすることが重要としている。

図表７　　大学の将来像

（「我が国の高等教育の将来像」答申抜粋）

●21世紀は「知識基盤社会」の時代

⇩

高等教育は、個人の人格形成上も国家戦略上も重要

●18歳人口は約120万人規模で推移
●大学等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃

⇩

「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から
「将来像の提示と政策誘導」の時代へ

国の役割は、
①高等教育のあるべき姿や方向性等の提示
②制度的枠組みの設定・修正
③質の保証システムの整備
④高等教育機関・社会・学習者に対する情報提供
⑤財政支援

●各大学は、自らの選択で、緩やかに機能別に分化
①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人育成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等

（備考）文部科学省「我が国の高等教育の将来像」(05年）より信金中金総研作成

（ロ）大学改革の推進状況

国立大学法人は04年４月に発足し、新しい仕組みの下で中期目標・中期計画の策定、評価などが行われている。また、文部科学省は個別法人の評価と別に、改革推進状況（図表８）をまとめているが、「全体として、法人化によるメリットを活かした取組みが様々な形で進展しつつあり、今後の展開が期待される。学生の視点に立った取組みや地域社会に目を向けた教育研究活動がより一層強化・充実されるなど、意識も大きく変化している」としている。

図表８　国立大学法人の改革推進状況（抜粋）

Ⅰ．学長のリーダーシップの確立、柔軟な資源配分
経営戦略の確立
　経営方針の明確化　04年度：42法人
資源配分の実施
　予算編成方針の策定　04、05年度：全法人
Ⅱ．経営の確立と活性化
経営体制の確立及び業務運営の効率化
　学内委員会の削減　04年度：79法人
人事管評価システムの構築
　個人業績評価の処遇への反映　05年度：８法人
財務内容の改善
　部局等の自己収入増加にインセンティブ付与
　　04年度：32法人、05年度：59法人
教育研究組織の適切な見直し
　時限設定等による定期的見直し　04年度：43法人
定員・人件費管理の推進等
　中期財務計画の策定　04年度：15法人
自己点検・評価、第三者評価結果
　評価結果の周知、法人運営への活用　05年度：全法人
Ⅲ．社会に開かれた客観的な経営の確立
外部有識者の積極的活用
　経営協議会の平均開催回数　04年度：5.6回、
　　05年度：4.7回
情報公開の促進
Ⅳ．教育・研究の活性化に向けた取組み
１．教育内容・教育方法等の改善
指導方法等の質の向上
２．学生支援の充実
就職支援、キャリア教育等の充実
３．研究活動の推進
資金の重点配分による研究活動の活性化

（備考）文部科学省「国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況（04、05年度）から信金中金総研作成

（ハ）21世紀ＣＯＥプログラム

前出の文部科学省「大学の構造改革の方針」（01年）における「第三者評価システムの導入」の具体的施策として、「21世紀ＣＯＥ（Center Of Excellence)プログラム」が実施されている。これは、「第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する」ことを目的とするものである。大学院レベル専攻等を対象に公募し、採択された研究教育拠点に５年間予算を交付（年間１～５億円）するものである。審査は日本学術振興会を中心に運営される委員会により、活動実績や当該大学の将来構想を中心に行われる。02～04年度に274拠点（93大学）が採択され、02～06年度で1,643億円が交付されている。02、03年度採択分の中間評価（２年後）では、「順調」が02年度分36%、03年度分44%、「一層の努力が必要」が02年度分53%、03年度分53%、「変更等が必要」が02年度分11%、03年度分３%となっている。また、07年度からは「グローバルＣＯＥプログラム」として支援が継続される。

（ニ）「ＧＰ」の取組み

文部科学省では、「ＧＰ（Good Practice）」をキーワードとして、教育方法や教育課程の工夫改善の取組みや、社会からのニーズの強い課題に対応した取組みなど、大学における学生教育の質の向上を目指す特色のある優れた取組みを選び、その取組みを支援している。これらの支援プログラムとして「特色ある大学教育プログラム」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を実施し、これらをそれぞれ「特色ＧＰ」、「現代

ＧＰ」と呼んでいる。「ＧＰ」のポイントは、①国公私を通じた競争環境整備による改革の推進、②第三者による公正な審査、③「優れた取組み」の情報提供、にある。03～06 年度で申請 1,939 件、選定 233 件（選定率 12.0%）となっている。

２．大学の経営と格付会社の視点

（1）学校法人の会計制度

学校法人の会計方法は私立学校法の規定に基づく学校法人会計基準（71 年）と国立大学法人に対する国立大学法人会計基準（03 年）とがある。ここでは、私立学校の会計を中心に見てみたい。

イ．学校法人会計

学校法人会計の特徴として、①現金ベースの収支計算が原則（非営利事業であるため、事業会社の企業会計での発生主義による損益計算でなく、現金主義による収支計算を主眼とする。）、②収支予算書の義務づけ、③財務の健全性を重視（年間帰属収入から優先的に計上する項目として「基本金」を重視）が挙げられる。特に、企業会計との違いは、寄付金、事業収入、基本金にある。

ロ．学校法人固有の会計処理

学校法人会計における財務諸表としては、①資金収支計算書、②消費収支計算書、③貸借対照表の３つが基本となる。この主たる３つの財務諸表は企業会計ではそれぞれキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表に当たるものであるが、勘定科目が異なり、原則として簿価主義によって作成される。

図表９　学校法人会計の収支計算の流れ

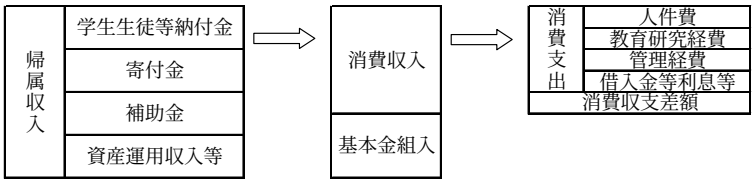

（備考）信金中金総研作成

①資金収支計算書は、すべての収入と支出の内容と顛末を明らかにするものである。

②消費収支計算書は、「消費収入」と「消費支出」の内容と均衡の状態を明らかにするものである。収支計算の流れを図表９に示す。納付金や寄付金といった一般的な収入は「帰属収入」（学校法人の負債とならない収入）と呼ばれ、帰属収入から「基本金」を留

図表10　学校法人会計の貸借対照表

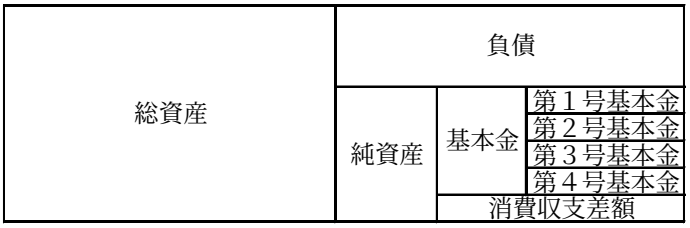

(備考）１．第１号基本金：学校法人が保有する固定資産の原資。学校教育は公益性が高いため、自己資金での調達を求めている。
２．第２号基本金：将来取得する固定資産などの原資
３．第３号基本金：基金として保持・運用する資産額
４．第４号基本金：恒常的に保持すべき資金の額。学校法人の運営に必要な運転資金
５．信金中金総研作成

保したものが「消費収入」となり（「基本金」とは、企業会計上では貸借対照表上の資本にあたるものである。）、消費支出に充当することになる。したがって、消費収入－消費支出＝消費収支差額となる。

③貸借対照表は期末の財政（財産）状況（ストック）を明らかにするもので図表 10 に示す。一般事業会社（企業会計）との違いは純資産の部分であり、一般事業会社の場合は資本金、法定準備金、剰余金で成り立っているが、学校法人のそれは基本金と消費収支差額である。基本金は「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れたもの」（学校法人会計基準第 29 条）である。基本金への組み入れは消費収支の均衡を保ちながら計画的に行う必要がある。消費収支差額は前述したように、消費収入から消費支出を控除した部分であり、準備金や剰余金的な意味合いを持ち、結果として純資産の一部をなすものである。

ハ．国立大学法人会計

国立大学法人の財務諸表は、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書で、国立大学会計基準および国立大学会計基準注解、ならびに国立大学法人会計基準に関する実務方針に従って作成される。国立大学会計基準は、企業会計原則を基礎としつつ、独立行政法人会計基準を踏まえて、国立大学法人の業務内容が教育・研究であること、学生納付金や付属病院収入等の固有で多額の収入を有すること、国立大学法人間における一定の統一的取り扱いが必要とされることなどの特性に配慮して、必要な修正を行うとしている。私立学校が準拠する学校法人会計と見かけ上大きく異なる点は、資本の部における資本金、資本剰余金、利益剰余金の処理、国立大学法人業務実施コスト計算書（国立大学法人の業務運営に関して国民が負担するコストを計算したもの）、有価証券の評価基準（売買目的の有価証券の時価評価等）などである。

（２）大学の経営状況

イ．収支は悪化傾向

日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」により、最近の私立大学の経営状況を見てみる（図表 11）。大学の収支状況を消費収支計算書で見ると、近年悪化傾向にある。帰属収支差額比率（帰属収支差額/帰属収入、帰属収支差額は基本金組み入れ前の収入である帰属収入から消費支出を控除した差額で、会社経理における経常損益に相当するもの）が、01 年度の 9.8%（97 年度 13.6%）から 05 年度には 7.8%と低下傾向が続いている。特に、帰属収支差額比率がマイナスとなっている法人の割合が 01 年度 23.9%（97 年度 7.0%）から 05 年度には 27.4%と４分の１を超えるにいたっている

（後出図表 17 参照）。帰属収入は学生生徒等納付金等（授業料、入学金、手数料など）、教育以外の収入（事業収入、資産運用収入など）、補助金および寄付金などで構成されるが、近年、学生生徒等納付金等の伸び悩みが顕著である。消費支出の拡大要因は、人件費と減価償却費の増加にある。人件費は消費支出の約半分を占める最大項目であり、近年は学部などの新設に伴う教員数の増加などにより大きく増加している。

一方、財政面を見ると、総資産は 05 年度 22 兆 7,600 億円で 01 年度比 11%増加している。84%を占める固定資産が 14%の増加となっているが自己資本以内に収まっている（固定比率 99.6%）。借入金･学校債は 05 年度 1.1 兆円（総資産比 4.9%）で 01 年に比べ、4.6%減少しており、基本金比率（基本金/総資産）も 05 年度 91.7%で 01 年度（86.7%）に比べて向上している。しかし、近年の収益性の低下から、消費収支差額の赤字が拡大しており、同累積赤字の拡大（05 年度 1.6 兆円）から自己資金の増加テンポが鈍化する可能性が高い点に注意を要する。

なお、国立大学法人の 05 事業年度財務諸表によると、損益計算書では、経常費用２

図表11　大学法人の財務諸表の概要

①消費収支計算書　（単位：10億円、%）

	01年度	構成比率	05年度	構成比率	05/01年度
帰属収入	5,119	100.0	5,465	100.0	6.8
学生生徒等納付金等	3,015	58.9	3,113	57.0	3.3
教育以外の収入	1,409	27.5	1,608	29.4	14.1
寄付金	135	2.6	160	2.9	18.5
補助金	560	10.9	584	10.7	4.3
消費支出	4,615	90.2	5,041	92.2	9.2
人件費	2,555	49.9	2,698	49.4	5.6
教育研究経費	1,594	31.1	1,845	33.8	15.7
帰属収支差額	504	9.8	424	7.8	△ 15.9
基本金繰入額	696	13.6	702	12.8	0.9
消費収支差額	△ 192	△ 3.8	△ 278	△ 5.1	
帰属収支比率（%）	9.8		7.8		

②貸借対照表

固定資産	16,810	82.2	19,160	84.2	14.0
有形固定資産	12,026	58.8	13,388	58.8	11.3
その他の固定資産	4,784	23.4	5,772	25.4	20.7
流動資産	3,642	17.8	3,600	15.8	△ 1.2
資産計	20,452	100.0	22,760	100.0	11.3
固定負債	2,112	10.3	2,128	9.3	0.8
長期借入金	909	4.4	882	3.9	△ 3.0
学校債	55	0.3	49	0.2	△ 10.9
流動負債	1,401	6.9	1,397	6.1	△ 0.3
短期借入金	197	1.0	178	0.8	△ 9.6
学校債	12	0.1	10	0.0	△ 16.7
負債計	3,513	17.2	3,525	15.5	0.3
自己資金	16,940	82.8	19,235	84.5	13.5
基本金	17,742	86.7	20,860	91.7	17.6
消費収支差額	△ 802	△ 3.9	△ 1,625	△ 7.1	
負債・自己資金計	20,452	100.0	22,760	100.0	11.3

（備考）
1．学生生徒等納付金等：授業料、入学金、手数料など
2．教育以外の収入：資産運用収入、事業収入など
3．帰属収支差額比率＝帰属収支差額/帰属収入
4．日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」（06年度版）より信金中金総研作成

図表12　国立大学法人の財務諸表（05年度）

①損益計算書

科目	億円	構成比%
経常費用	24,118	100
業務費		
教育経費	1,145	4.7
研究経費	2,422	10.0
診療経費	4,418	18.3
教育研究支援経費	589	2.4
受託研究費等	1,309	5.4
人件費	13,037	54.1
一般管理費	884	3.7
支払利息	305	1.3
その他	4	0.0
経常収益	24,803	100
運営費交付金収益	11,383	45.9
学生納付金収益	3,618	14.6
附属病院収益	6,457	26.0
受託研究費等収益	1,336	5.4
寄付金収益	534	2.2
資産見返り負債戻入	969	3.9
その他	503	2.0
経常利益	685	2.8

②貸借対照表

科目	億円	構成比%
資産の部	92,741	100
固定資産		
土地	48,802	52.6
建物	23,294	25.1
工具器具備品	4,754	5.1
図書	4,748	5.1
特許権	6	0.0
流動資産		0.0
現金・預金	5,606	6.0
未収附属病院収入	1,177	1.3
負債の部	26,565	28.6
固定負債		0.0
資産見返負債	8,284	8.9
センター債務負担金	7,755	8.4
長期借入金	2,226	2.4
流動負債		0.0
運営費交付金債務	572	0.6
寄付金債務	1,600	1.7
短期借入金	860	0.9
資本の部	66,176	71.4
資本金	60,594	65.3

（備考）1．91国大学法人(大学共同利用機関法人含む)合計
2．センター債務負担金は、国立大学財務・経営センター債務負担金で、国立学校特別会計から承継した長期借入金
3．文部科学省ＨＰより信金中金総研作成

兆 4,118 億円、経常収益２兆 4,803 億円、経常利益 685 億円となっている（図表 12）。

個別法人を見る場合のポイントは、収入では、国からの運営交付金収益の規模、増減に加えて、自己収入の獲得力：（受託研究費等収益＋寄付金収益）/経常収益（05 年度平均 7.5%）、教育投資の実施状況として教育研究費充当度：（教育経費＋研究経費＋診療経費＋教育研究支援経費）/経常費用（同 35.６%）などが重要とされている[2]。

なお、国立大学法人化以前の国立大学の財政は、「国立学校特別会計」において行われてきた。授業料収入、付属病院収入、財産処分収入などの自己調達財源と一般会計からの受入金とを財源として、国立大学、付属学校、付属病院、研究所等の運営が行われてきた。特別会計への移行により、施設整備などが一般財源だけでなく、借入れや財産処分収入なども財源とされてきた。

ロ．国立大学と私立大学の学生１人当たり支出の比較

ここで、学生１人当たり支出の負担内訳について国立大学と私立大学を比較してみよう（図表 13）。既述のように私立大学は学生数（229 万人）、学校数（988 校）ともに大学全体の７～８割を占めている。しかし、私立大学に対する国の助成は国立大学に比べて小さい。04 年度の学生１人当たり支出（教育費）は国立大学 236.2 万円に対して私立大学は 137.8 万円（国立大学比 58.3%）である。支出に占める補助金（国費）負担割合は国立大学では 62.6%（147.8 万円）に対して、私立大学では 11.5%（15.9 万円）となっている。一方、納付金・手数料の割合は国立大学では 21.7%（51.2 万円）に対して、私立大学では 82.4%（113.6 万円）となっている。

図表13　私立大学と国立大学の学生１人当り支出負担内訳推移

（単位：万円、%）

年度		1990	2000	2002	2003	2004	構成比
私立大学	納付金・手数料	88.0	110.0	112.6	112.4	113.6	82.4
	補助金	14.3	16.7	15.5	15.6	15.9	11.5
	寄付金その他	14.3	3.4	5.6	5.8	8.3	6.0
	合計	116.6	130.1	133.7	133.8	137.8	100.0
国立大学	納付金・手数料	37.1	51.2	54.5	56.2	51.2	21.7
	補助金	151.3	188.2	197.8	188.7	147.8	62.6
	寄付金その他	20.2	19.3	23.9	27.4	37.2	15.8
	合計	208.6	258.7	276.2	272.3	236.2	100.0
私立/国立（%）	納付金・手数料	237.2	214.8	206.6	200.0	221.9	
	補助金	9.5	8.9	7.8	8.3	10.8	
	寄付金その他	70.8	17.6	23.4	21.2	22.3	
	合計	55.9	50.3	48.4	49.1	58.3	

（備考）日本私立大学連盟「加盟大学財務状況の概要（04年度実績）」より信金中金総研作成

また、最近の推移で見ると、学生１人当たり支出（教育費）の私立大学の国立大学に対する割合は、90 年度には 55.9%で、その後 02 年度 48.4%まで低下（格差拡大）したが、04 年度は 58.3%と上昇（格差縮小）した。04 年度の国立大学での補助金と納付金・

[2] 「週刊東洋経済」（06.10.14）

手数料の減少によるものである。国立大学は、授業料と入学料が交互に隔年で改定されてきたが、法人化元年の 04 年度は授業料・入学料とも標準額として据え置かれた。法人化後は、国が標準額を決め、上限 10%までは個々の大学の判断で決められるようになった。法人化により、今後国立大学は算定ルールに基づいた補助金（運営費交付金）の圧縮が見込まれている。大学の判断で学費を抑えればその分の収入が減り、支出も切り詰めざるを得なくなるといわれている。国立大学においては、今後、６割超を占める補助金の算定に中期目標の達成度等の評価が反映されるだけに、自己収入の獲得力と合わせて、大学間の格差拡大が予想される。

私立大学については、私立学校の振興のための「私立学校振興助成法」などに基づき経常費補助を中心とする補助金の交付が行われてきた（05 年度 3,239 億円）。私立大学に交付される補助金の大半を占める経常費補助は、特別補助の充実が進められたことを背景に 99 年度以降増加基調にあるが、私立大学の経常的経費全体に占める補助金の割合は 00 年度には 12.2%（ピーク時 80 年度は 29.5%）にまで低下しており、その経費負担を専ら学生生徒等納付金などにより賄うようになっている。経常費補助の算定基準についても、入学定員充足率が反映される仕組みになっており、私立大学でより顕著な入学者数の減少が学校経営に与える影響は国立大学以上に大きいと見られている。

（３）学校債をめぐる最近の動き

私立学校の所要資金については日本私立学校振興・共済事業団が低利資金の貸付を行うほか、老朽化した学校施設の改築資金の借入れに対する利子補給も行われている。税制面でも、収益事業を除いては法人税・不動産取得税などの国税や住民税・事業税などの地方税が非課税となるほか、収益事業についても法人税の軽減税率が適用されるなどさまざまな税制上の優遇措置が講じられている。

最近、以下のような背景から私立大学など学校関係者の間で学校債による外部からの資金調達が注目されている。

第１に、学校経営の自由化・弾力化の一環として 01 年６月に、文部科学省の通達により内部関係者に限定されていた募集対象が一般人に広げられた。[3]

第２に、少子化の進展で減少傾向にある学生を獲得すべく学校法人の間で教育関連の設備等を更新する動きが活発化している。

第３に、外部向けに学校債を発行する上での前提となる財務格付けが第三者（格付機

[3] 学校債の発行に関しては、1954 年に旧文部省管理局振興課長通知で「学校債は、通常当該学校の卒業生及び父兄を対象とする限られた範囲において行われる単なる借入金であって、従来格別の法的制限がなかった」とされていた。その後学校債発行等による学校法人の経営基盤の強化が一層促進されるべく、01 年に以下のような文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知が出された。すなわち、①出資法に抵触する「出資金」または「預り金」に該当しないよう学校法人の利便のために発行される旨の募集目的と、消費貸借契約に基づく「借入金」の性格を有するものである旨の明示、②広く一般人を募集対象としても差し支えないこと、③無理のない適切な償還計画を策定すること、である。

関）によってなされることから、対外的に財務の健全性をアピールする目的で格付けを取得する大学が増えつつある。

学校債は法制上社債でもなく、証券取引法上の制約を受けないこととなっている。学校債の法的な性格としては借入金であって、一般事業会社の社債に相当するものではない。学校法人は証券取引法上の有価証券を発行することができず、広く資本市場から直接資金調達を行う場合は、特定目的会社などの仕組みを使い、学校法人が信用力補完を行うという形態を取る。

図表14　学校債の発行形態

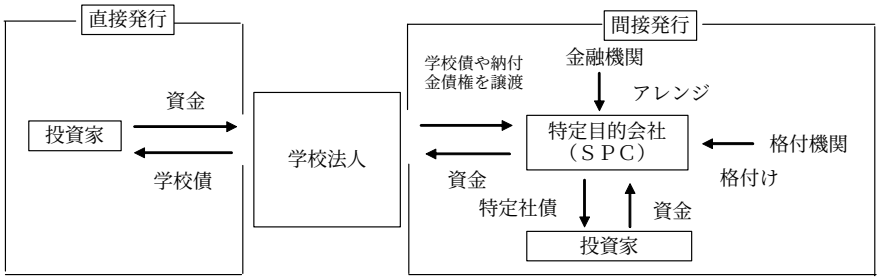

（備考）川原淳次「大学経営戦略」より信金中金総研作成

したがって学校債の発行方法としては、①学校法人が学校債（借入証書）を直接発行し、投資家へ販売（交付）する直接発行型、②発行した学校債を一旦特定目的会社（ＳＰＣ）に譲渡し、その特定目的会社が特定社債として一般投資家へ販売する間接発行型がある（図表 14）。学校債自体は証取法上の有価証券にならないが、特定社債は有価証券となり、投資家保護という観点から透明性が高い。特定目的会社とは、98 年に出された「特定目的会社による特定資産の流動化の法律」（通称、ＳＰＣ法）をもとに設立された営利社団法人（実態はペーパーカンパニー）である。

現在のところ、次に述べるように大学が格付けを取得する事例は増えつつある一方、学校債を発行した例は少ないといわれている。しかし、今後は国立大学の法人化等規制緩和の進展とともに調達の多様化の一環として活用されていくことが予想される。

図表15　Ｒ＆Ｉ大学格付け

ＡＡＡ	東京		
ＡＡ＋	早稲田	慶応義塾	
	同志社	岡山	
ＡＡ	日本		
ＡＡ－	京都薬科	国学院	成蹊
	千葉工業	法政	福岡
	龍谷	近畿	
Ａ＋	大阪芸術	大阪経済	大阪医科
	修道		
Ａ	関東学院	追手門学院	東京経済
	武蔵野		
Ａ－	桜美林	二松学舎	

（備考）１．格付けの対象は大学を運営する法人、2007年２月20日現在
２．Ｒ＆Ｉホームページより信金中金総研作成

（４）大学についての格付会社の視点

既述のように、大学経営は、学生数の減少による競争激化、規制緩和の本格化から、転換期を迎えている。今後は授業料や補助金などの収入拡大が期待できないことから、大学によっては財政悪化が進むことや、外部資金への依存が高まることが予想される。したがって大学は教育研究の質の維持・向上と経営効率化とともに、

経営や財務の情報公開にもさらに積極的に取り組んでいくことが求められている。我が国でも、03 年２月の法政大学を皮切りに学校法人が格付けを取得する事例が生まれており、07 年２月 20 日現在、国内大手格付会社の一つであるＲ＆Ｉ（格付投資情報センター）で格付けを公表している大学は 24 校にのぼる（図表 15）。

学校法人が債務の格付けを取得するメリットは、資金調達の多様化・効率化のみならず、大学の評価にかかわるものである。大学は自ら自己点検評価を行うことが義務づけられているだけでなく、大学評価・学位授与機構、大学基準協会などさまざまな組織や機関が外部評価、第三者評価を行っている[4]。債務の格付けは大学の財務内容の評価である。高い格付けが取得できれば、財務内容の健全性を社会にアピールでき、大学のブランド向上、教職員の士気向上、ひいては学生募集に有利に働く。

以下では、国内大手格付会社の一つである日本格付研究所（ＪＣＲ）へのヒアリングなどをもとに、格付会社が学校法人を格付けするに当たっての視点を紹介する。格付会社では、制度面など外部環境の変化に十分考慮を払いつつ、以下の点を中心とした定量的・定性的要因を総合的に判断した分析を行っている（図表 16）。

図表16　格付会社の格付け視点

①学生の確保状況	入学者数、入学定員充足率、志願率、知名度（ブランド力）、入学試験偏差値、歴史、規模（学生、学部数）、教員の質と数、保有施設・設備、学会発表の研究成果など
②学生確保の方策	学生確保の具体的方策とその効果、たとえば、医療福祉系学部の新設、遠隔教育システムによる遠隔講座の開設、社会人向けオフィス街でのサテライト・キャンパス開設、留学生対象の学部新設、地方大学の連携による単位交換制導入など
③学生生徒等納付金以外の収入充実度	寄付金、事業収入、資産運用収入の充実、産学連携による共同開発収入など
④収益性・コスト構造	帰属収支差額比率、人件費比率、学生生徒等納付金比率、人件費依存率など
⑤財務の安定性	負債（借入金）比率、自己資本比率、基本金比率、固定長期適合率、組入済み基本金比率など
⑥経営理念、組織運営体制	経営理念、教育方針、中長期ビジョンなど

（備考）日本格付研究所「ＪＣＲ格付け」（02年10月号）より信金中金総研作成

①学生の確保状況

学校法人を評価する上で最も重要なのは、学生数を安定的に確保できるかということである。その意味で入学者数、入学定員充足率などが有用な指標となる。また、今後の入学者数を確保する上で注目されるのが学校法人の競争力である。競争力の判断材料として、知名度（ブランド力）などが挙げられる。

②学生確保のための方策

学生数が減少する中、各大学は学生確保のための方策を講じている。これら方策の具体的内容、学生数や収益への影響度合いに注目している。

③学生生徒等納付金以外の収入の充実度

学校法人の安定性を考える上では、帰属収入の６割弱を占める学生生徒等納付金の動向が重要である。しかし長期的には納付金収入は縮小に向かうと見られることから学生生徒等納付金以外の収入（寄付金、事業収入、資産運用収入など）の充実、多様化にも

[4] 04 年度から、すべての大学等がその教育研究などの状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関）（大学基準協会等）から評価を受ける制度を導入している。

留意する必要がある。伝統校では寄付金収入が、病院や研究所などの付属機関を持つ大学では事業収入が重要である。近年では理工系学部を中心に産学連携による共同開発への取組みが活発化しており、今後の収益への貢献が期待されている。

④収益性およびコスト構造

収益状況については現状の収益性を見るだけでなく、そのコスト構造や効率化に向けた取組みが注目されている。企業会計での売上高経常利益率に相当する帰属収支差額比率が重要であるほか、人件費と学生生徒等納付金の帰属収入に対する割合とそのバランス（人件費依存率）、柔軟なコスト構造を持つことが重要になっている（図表 17）。

図表17　大学法人の財務諸比率の推移

（単位：%）

年度			2001	2002	2003	2004	2005
財務比率		算式等					
消費収支計算書関係比率	人件費比率	人件費/帰属収入	49.9	50.2	50.0	50.3	49.4
	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金/帰属収入	56.6	57.0	56.5	56.4	55.0
	人件費依存率	人件費/学生生徒等納付金	88.2	88.0	88.5	89.2	89.9
	帰属収支差額比率	帰属収支差額/帰属収入	9.9	8.1	8.3	7.3	7.8
	(参考）帰属収支差額比率がマイナスの法人割合	基本金組入前消費支出超過法人の割合	23.9	26.4	25.1	24.8	27.4
貸借対照表関係比率	自己資本比率	（基本金＋消費収支差額）/総資産	82.8	83.4	83.9	84.1	84.5
	基本金比率	基本金/総資産	86.7	88.3	89.6	90.9	91.7
	組入済み基本金比率	基本金/基本金要組入額	95.5	95.7	95.8	96.2	96.2
	消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資産	△ 3.9	△ 4.9	△ 5.7	△ 6.8	△ 7.1
	固定長期適合率	固定資産/（自己資本＋固定負債）	88.2	88.7	88.7	89.2	89.7
	負債（借入金）比率	借入金・学校債/総資産	5.7	5.4	5.1	5.1	4.9

（備考）1．日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」（06年度版）より信金中金総研作成

⑤財務の安定性

財務の安定性を判断する上では、負債や基本金の水準・推移に注目している。現状は負債（借入金）比率が低下し（01 年度 5.7%→05 年度 4.9%）、基本金比率（総資産に占める基本金の割合）は上昇しているが（01 年度 86.7%→05 年度 91.7%）、今後は定員割れにより外部資金への依存を高める大学が増加すると思われる。このため、借入金等残高の推移に注意するとともに、固定長期適合率などにより固定資産投資の資金構成にも留意していく必要がある。

基本金については、総資産に占める基本金の割合（基本金比率）や基本金の組み入れ状況（組入済み基本金比率：基本金/基本金要組入額）を重視している。また、第１～４号まである基本金はその性質により組み入れ基準が異なるため、基本金別に基本金の水準や組み入れ状況を見る必要がある。

また、近年、消費収支差額の赤字幅が拡大傾向にあるため、基本金に消費収支差額を加味した自己資本比率の動向を注視することが必要である。

⑥経営理念および組織運営体制

学校法人がどのような経営理念や教育方針に基づき経営・教育を実践しているのか、中長期ビジョンはどのようになっているかという点も重要な評価項目である。

企業と異なり非営利組織である学校法人の財務分析は、利益（収支差額）の多寡よりも、「将来に亘って収支均衡であり続け、長期ビジョンとその計画に基づいて教育や研究のソフトやハードに再投資していくだけの財務体力があるかどうか」に力点をおくも

のである。その場合、長期ビジョンの適切な策定と執行を行うリーダーシップと組織運営力が重要になる。特に、我が国の太宗をしめる私立大学の存在価値は“建学の精神”が学校の文化や風土を形成しているところにあるといってよい。大学をめぐる環境が大きく変化する中で、“建学の精神”を永続的に経営に具現化しつつ、経営と財務をバランスよく保ち、ステークホルダーから支持を得られるだけの“差別化”が組織的に図られているかどうかが定性評価のポイントになる。

おわりに

冒頭に述べたように、本稿は「成長・注目分野シリーズ」の一環として「大学」を取り上げたものである。少子化社会の中にあって、知的基盤社会における高等教育の重要性は高まりつつあり、また、社会人教育・生涯教育に対するニーズの増大を考えれば、高等教育を担う大学は対応しだいで成長企業となりうるであろう。また、規制型産業の典型であった大学が全入時代を迎える中で、国立大学の法人化を機に規制緩和が進み、私立大学を含めて良質の教育研究サービスをめぐって競争が激化していることは注目に値することであろう。

地域金融機関としての信用金庫にとっても、近年、産学連携や地域振興のための研究拠点となっている大学が人材供給以上の役割を持ち、従来以上に関係の深い存在になりつつある。金融取引でみればまだそのウエイトは小さいものの（信用金庫の「教育・学習支援」業種向け貸付残高は06年3月約2,000億円で構成比0.3%、ちなみに農業は約1,800億円）、今後は成長するための資金ニーズも増加すると予想される。その意味で、地域ネットワークの拠点としての大学の動向を注視していくことが重要と思われる。

以　上

（平井昌夫）

＜参考文献＞
青木昌彦＋澤昭裕＋大東道郎＋「通産研究レビュー」編集委員会
『大学改革　課題と争点』東洋経済新報社（2001）
川原淳次『大学経営戦略』東洋経済新報社（2004）
澤昭裕・寺澤達也・井上悟志『競争に勝つ大学』東洋経済新報社（2005）
白井克彦『早稲田大学　世界への飛翔』東洋経済新報社（2003）
東洋経済新報社『週刊東洋経済』（2006.10.14）
永井道雄『未完の大学改革』中央公論新社（2002）
中嶋嶺雄『21世紀の大学』論創社（2004）
日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政－大学・短期大学編』学校経理研究会（2006）
毎日新聞社『週刊エコノミスト』（2007.1.16）
文部科学省『文部科学統計要覧（平成18年版）』（2006）
文部科学省『文部科学白書（平成17年版）』（2006）

本レポートのうち、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。投資・施策実施等についてはご自身の判断によってください。